

建築物移動等円滑化基準(義務)チェックリスト

年 月 日 作成	作成者氏名	TEL:() -
建 築 主 氏 名		建築物名称
建 築 物 所 在 地	北九州市 区	構 造 : 造
建 築 物 の 概 要	工事種別 ・新築 ・増築 ・改築 ・用途変更	主要用途 :
	延べ面積: m ² (既存 m ²)	階 数 :地上 階/地下 階

記 入 方 法	「設計内容」及び「判定」の欄を各項目毎に記入する。 「設計内容」の欄は、記載要領等の例示に従い設計内容を記入して、必要な図面等を添付する。 「判定」の欄は、適否の判定を次の記号により記入する。 「」印:基準に適合、該当する 等 「/」印:当該事項が該当しない 等	設計内容	判定
		記入例: (有効幅員)150cm (昇降機)設置なし (戸の構造) 両引き自動ドア	/

は今回の改正で追加、改正された事項です

一般基準 (不特定多数の者又は主として高齢者、障害者等が利用するもの全体に係る基準)

対象特定施設	基準内容	設計内容	判定
1 廊下等 (令第11条)	粗面又は滑りにくい材料の床仕上げ		
	点状ブロック等の敷設 (階段又は傾斜路の上端に近接する部分) 1		
2 階 段 (令第12条)	手すりの設置(踊場は除く)		
	粗面又は滑りにくい材料の床仕上げ		
	踏面の端部とその周囲の識別		
	段のつまづきにくい構造		
	点状ブロック等の敷設 (段部分の上端に近接する踊場の部分) 2		
3 傾斜路 (令第13条)	手すりの設置 (勾配1/12以下、高さ16cm以下免除)		
	粗面又は滑りにくい材料の床仕上げ		
	前後の廊下等の識別		
	点状ブロック等の敷設 (傾斜部分の上端に近接する踊場の部分) 3		
4 便 所 (令第14条)	車いす使用者用便所の設置 (便所を設ける場合、一以上)	本項目の判定は、当該箇所が(1)~(3)の基準適合の場合を「適合」とする。	
	(1)腰掛便座、手すり等の設置		
	(2)車いすで利用しやすい十分な空間確保		
	(3)水洗器具の設置		
	床置き式の小便器等の設置(一以上)		

対象特定施設	基準内容	設計内容	判定
5 客室 (令第15条)	車いす使用者用客室の設置 (客室総数50以上の場合、一以上)		
	客室の構造	本項目の判定は、当該箇所が(1)、(2)の基準適合の場合を「適合」とする。	
	(1)便所内に車いす使用者用便房を設置 4		
	(イ)出入口の巾は80cm以上		
	(ロ)戸は車いす使用者が通過しやすい構造かつ、その前後に高低差がないこと		
	(2)浴室又はシャワー室を設置 5		
	(イ)車いす使用者が円滑に利用できる構造 6		
	(ロ)出入口の巾は80cm以上		
	(ハ)戸は車いす使用者が通過しやすい構造かつ、その前後に高低差がないこと		
6 敷地内の通路 (令第16条)	粗面又は滑りにくい材料の床仕上げ		
	段がある場合	本項目の判定は、当該箇所が(1)～(3)の基準適合の場合を「適合」とする。	
	(1)手すりの設置		
	(2)踏面の端部とその周囲との識別		
	(3)つまづきにくい構造		
	傾斜路の構造	本項目の判定は、当該箇所が(1)、(2)の基準適合の場合を「適合」とする。	
	(1)手すりの設置(勾配1/12以下で高さ16cm以下又は1/20以下の傾斜免除)		
(2)その前後の通路との識別			
7 駐車場 (令第17条)	車いす使用者用駐車施設を設けているか (駐車場を設ける場合、一以上)	本項目の判定は、当該箇所が(1)、(2)の基準適合の場合を「適合」とする。	
	(1)幅は350cm以上であるか		cm
	(2)利用居室までの経路が短い位置に設置		

- 告示(H18第1497号第1)で定める以下の場合を除く
 - ・勾配が1/20以下の傾斜部分の上端に近接する場合
 - ・高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上端に近接する場合
 - ・自動車車庫に設ける場合
- 告示(H18第1497号第2)で定める以下の場合を除く
 - ・自動車車庫に設ける場合
 - ・段部分と連続して手すりを設ける場合
- 告示(H18第1497号第3)で定める以下の場合を除く
 - ・勾配が1/20以下の傾斜部分の上端に近接する場合
 - ・高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上端に近接する場合
 - ・自動車車庫に設ける場合
 - ・傾斜部分と連続して手すりを設ける場合
- 当該客室が設けられている階に不特定かつ多数の者が利用する便所(車いす使用者便房に限る)が一以上設けられている場合(男女の区別がある場合はそれぞれ一以上)を除く
- 当該客室が設けられている階に不特定かつ多数の者が利用する(基準を満たす)浴室等が一以上設けられている場合(男女の区別がある場合はそれぞれ一以上)を除く
- 告示(H18第1495号)で定める構造
 - ・浴槽、シャワー、手摺等が適切に配置されていること
 - ・車いすで利用しやすい十分な空間の確保

建築物移動等円滑化基準（利用居室、車いす使用者用便房・駐車施設に至る1以上の経路に係る基準
及び、公共用歩廊についてはすべての経路に係る基準）

対象特定施設	基準内容	設計内容	判定	
令第18条第2項				
1 円滑化経路 (第一号)	階段・段が設けられていないか (傾斜路又はエレベーター等を併設の場合免除)			
2 出入口 (第二号)	幅は80cm以上		cm	
	戸は車いす使用者が通過しやすい構造、かつ、 その前後に高低差がないこと			
3 廊下等 (第三号)	幅は120cm以上		cm	
	区間50m以内毎に車いすの転回可能な場所			
	戸は車いす使用者が通過しやすい構造、かつ、 その前後に高低差がないこと			
4 傾斜路 (第四号)	幅は120cm以上 (階段に併設する場合は90cm以上)		cm	
	勾配は1/12以下 (高さ16cm以下の場合は1/8以下)			
	高さ75cm以内毎に踏幅150cm以上の踊場			
5 エレベーター及び その昇降ロビー (第五号)	かごは各階(利用居室又は車いす使用者用 便房・駐車施設のある階、地上階)に停止			
	かご及び昇降路の出入口幅は80cm以上		cm	
	かごの奥行きは135cm以上		cm	
	乗降ロビーは高低差なしで、150cm角以上			
	かご内及び乗降ロビーに車いす使用者が 利用しやすい制御装置を設置			
	かご内に停止予定階及び現在位置を表示する 装置を設置			
	乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を 表示する装置を設置			
	不特定かつ多数の者が利用する2,000㎡以上の 建築物に設ける場合	本項目の判定は、当該箇所が(1)～(3)の基準適合 の場合を「適合」とする。		
	(1)上記 から 、 及び を満たす構造			
	(2)かごの幅は、140cm以上		cm	
	(3)かごは車いすが転回できる形状			
	不特定かつ多数の者又は主に視覚障害者が利用 するもの場合 1	本項目の判定は、当該箇所が(1)～(4)の基準適合 の場合を「適合」とする。		
	(1)上記 から を満たす構造			
(2)かご内に到着階・戸の閉鎖を知らせる音声装置を 設置				
(3)かご内及び乗降ロビーに視覚障害者が利用し やすい制御装置を設置 2				
(4)かご内又は乗降ロビーに到着するかごの昇降 方向を知らせる音声装置を設置				

1 告示(H18第1494号)で定める以下の場合を除く

・自動車車庫に設ける場合

2 告示(H18第1493号)で定める方法

・文字等の浮き彫り

・音による案内

・点字及び音による案内に類するもの

対象特定施設	基準内容	設計内容	判定
令第18条第2項			
6 特殊な構造 又は使用形態の 昇降機 1 (第六号)	エレベーターその他の昇降機の場合	本項目の判定は、当該箇所が(1)～(3)の基準適合の場合を「適合」とする。	
	(1)段差解消機(平成12年建設省告示第1413号第1第七号のもの)設置		
	(2)かごの巾70cm以上かつ奥行き120cm以上		
	(3)車いす使用者がかご内で方向転回する必要がある場合、かご内の巾及び奥行きを十分確保		
	エスカレーターの場合	本項目の判定は、当該箇所が次の基準適合の場合を「適合」とする。	
	(1)車いす使用者用エスカレーター(平成12年建設省告示第1417号第1ただし書のもの)設置		
7 敷地内の通路 (第七号)	幅は120cm以上		
	区間50m以内毎に車いすの転回可能な場所		
	戸は車いす使用者が通過しやすい構造、かつ、その前後に高低差がないこと		
	傾斜路の場合	本項目の判定は、当該箇所が(1)～(3)の基準適合の場合を「適合」とする。	
	(1)幅は120cm以上 (段に併設する場合は90cm以上)		
	(2)勾配は1/12以下 (高さ16cm以下の場合は1/8以下)		
	(3)高さ75cm以内毎に踏幅150cm以上の踊場を設置(勾配1/20以下の場合は免除)		
8 標識 (令第19条) (JISZ8210)	移動等円滑化の措置がとられた特定施設には「あることを表示する標識」を設置	本項目の判定は、当該箇所が(1)～(3)の基準適合の場合を「適合」とする。	
	(1)エレベーターその他の昇降機		
	(2)便所		
	(3)駐車施設		
9 案内設備 (令第20条) (JISZ8210)	建築物又はその敷地に移動等円滑化の措置がとられた特定施設の配置を表示した案内板を設置 2	本項目の判定は、当該箇所が(1)～(3)の基準適合の場合を「適合」とする。	
	(1)エレベーターその他の昇降機		
	(2)便所		
	(3)駐車施設		
	配置を点字等で表示する設備を設置 3		
	案内所を設置(前2項の規定免除)		

- 1 告示(H18第1492号第1 参照)で定める構造
- 2 移動等円滑化昇降機、便所又は駐車施設の配置を容易に視認できる場合は除く(但し書き)
- 3 告示(H18第1491号)で定める方法
 - ・文字等の浮き彫り
 - ・音による案内
 - ・点字及び音による案内に類するもの

視覚障害者・建築物移動等円滑化基準（道等から案内設備までの1以上の経路に係る基準）

対象特定施設	基準内容	設計内容	判定
1 案内設備までの経路(令第21条)	線状ブロック等及び点状ブロック等の敷設又は音声その他の誘導装置の設置 (風除室で直進する場合は免除) 1		
	敷地内通路に点状ブロック等を敷設	本項目の判定は、当該箇所が(1)、(2)の基準適合の場合を「適合」とする。	
	(1) 車路に近接する部分		
	(2) 段又は傾斜がある部分の上端に近接する部分 2		

- 1 告示(H18第1497号第4)で定める以下の場合を除く
 - ・自動車車庫に設ける場合
 - ・管理する者等が常時勤務する案内所から直接地上へ通ずる出入口を容易に視認でき、かつ道等から当該出入口まで線状ブロック・点状ブロック等で誘導する場合
- 2 告示(H18第1497号第5)で定める以下の場合を除く
 - ・勾配が1 / 20以下の傾斜部分の上端に近接する場合
 - ・高さ16cm以下で勾配1 / 12以下の傾斜部分の上端に近接する場合
 - ・段部分又は傾斜部分と連続して手すりを設ける場合